

県南広域振興局長告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年4月22日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東和薄衣線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一 関市藤沢町黄海字小日形30番2地先から137番1地先まで	新	m 21.8~6.9	m 288.9
	旧	14.5~6.9	288.9
一 関市藤沢町黄海字小日形82番1地先から89番1地先まで	新	22.8~11.9	122.4
	旧	22.8~11.9	122.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- (2) 期間 平成28年4月22日から同年5月23日まで